

# 山口県報

平成18年  
11月24日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

公告  
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………三  
国営農地再編整備事業(豊北地区久森換地区)の換地処分(農村整備課)……………四  
県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………四



### 山口県告示第六百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十一月二十四日から同年十二月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社

- 住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東洋鋼鉄株式会社下松工場  
所 在 地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構			造			使用の方法
		能力	予定期間	工事着手日	工事完成日	使用開始日	使用時間	
六一八	変更前	二〇、〇〇〇(t/月)	(既)	平成二八、二〇	平成一九、四	平成一九、四	連続二四時間	一日的な使用
六五	変更前	(t/月)	(既)					季節的変動あり
七四	変更前	八〇、〇〇〇(m <sup>3</sup> /日)	(既)					
七四	変更後	五〇、〇〇〇(m <sup>3</sup> /日)	(既)					
備考	「六一八」、「六五」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。							

種 類		加圧浮上処理施設		種 類	
項 目		項 目		項 目	
処理前	変更前	処理後	変更後	処理前	変更前
	三	"	"	"	七
	三・八	"	"	"	八・六
	一五	"	一九	"	二〇六
	二三	"	二八	"	三二一
	二三	"	五	"	一三〇
	五六	"	一〇	"	二〇〇
	検出せず	"	四	"	三七
	五・九	"	"	"	検出せず
	九・四	"	"	"	検出せず
	六・二	"	"	"	検出せず
	一〇・二	"	"	"	検出せず
	三七、八九六	二八、九五〇	二八、八〇〇	二八、九五〇	二八、八〇〇
	四四、四七七	三三、八八〇	三三、六八〇	三三、八八〇	三三、六八〇

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類		種 類		種 類		種 類	
項 目		項 目		項 目		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	三	"	七・五	"	三	七・五	
"	三・八	"	九・五	"	五・二	九・六	
"	一五	"	一三	"	三	三〇	
"	二三	"	一九	"	五	四五	
"	二〇	"	一〇	"	"	二〇	
"	五二	"	"	"	"	三〇	
"	五・九	"	三・九	"	"	検出せず	
"	九・四	"	六	"	"	検出せず	
"	六・二	"	二・三	"	五	検出せず	
"	一〇・二	"	五・二	"	一〇	検出せず	
"	三七、八九六	六四、八二八	六四、六七八	"	三〇五	一五〇	
"	四四、四七七	七六、八二三	七六、六一三	"	三六〇	二〇〇	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

中和・凝集沈殿処理施設				還元処理施設		
処理後		処理前		処理後		処理前
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	七・五	"	六	"	"	"
"	九・五	"	一〇・五	"	"	"
"	一三	"	二〇	"	"	"
"	一九	"	三〇	"	"	"
"	一〇	"	一〇六	"	二〇	"
"	三〇	"	二〇六	"	五一	"
"	五	"	三九	"	"	"
"	"	"	三・九	"	"	"
"	"	"	六	"	"	"
"	二・三	"	四・一	"	"	"
"	五・二	"	九・二	"	"	"
六四、八二八	六四、六七八	六四、八二八	六四、六七八	"	"	"
七六、八二三	七六、六二三	七六、八二三	七六、六二三	"	"	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m³)
				通常	最大	
"	"	"	水素イオン濃度(水素指数)	七・五	九・五	六四、六七八
"	"	"	化学的酸素要求量(mg/l)	一三	一九	七六、六二三
"	"	"	浮遊物質(mg/l)	二	一〇	七六、八二三
"	"	"	油類(mg/l)	検出せず	五	七六、八二三
"	"	"	窒素(mg/l)	検出せず	三・九	七六、八二三
"	"	"	リン(mg/l)	検出せず	六	七六、八二三
"	"	"	有機物(mg/l)	検出せず	二・三	七六、八二三
"	"	"	その他	検出せず	五・二	七六、八二三
"	一、〇〇〇	"	排水水の一日当たりの量(m³)	通常	最大	六四、八二八
"	"	〇		通常	最大	七六、八二三
"	一、五〇〇	一、〇〇〇		通常	最大	七六、八二三



(五九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

十八年七月十一日山口県公告(三七七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成十八年十一月二十四日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパードラッグコスモス柳井店  
 所在地 柳井市古開作四三〇の一

二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(五九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月十一日山口県公告(三七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十一月二十四日から同年十二月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊田総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 とよたショッピングセンター  
 所在地 下関市豊田町大字中村五

二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(五九四) 国営農地再編整備事業(豊北地区久森換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区久森換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日  
 平成十八年十一月七日
- 二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区久森換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五九五) 県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営田尻地区ほ場整備事業の施行に係る奥畑換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十一月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営田尻地区ほ場整備事業(奥畑換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十一月二十七日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課